

指摘事項に対する回答等

平成20年6月5日
社会保険庁

(目 次)

○ 標準報酬月額の特減に関する調査報告について	1
○ ねんきん特別便の回答等（確認はがき等）に係る事務処理について	3
○ 平成 20 年 3 月までに送付した「ねんきん特別便」に係る名寄せ処理のプロセス	4
○ 休日等における窓口装置の時間延長について	6
○ (株) NTT データに対する利子相当額について	7

平成20年6月5日
社会保険庁

標準報酬月額の特減に関する調査報告について

1 あっせん事案の調査後の取扱いについて

総務省年金記録確認第三者委員会からあっせんのあった事案と同一事業所に勤務し、同一時期に申立人と同様の処理がなされている従業員への対応については、当該対象者を特定したうえでお知らせを行い、被保険者期間照会申出書を提出していただき、あっせん事案の申立人と同様の事案であることが確認できれば、必要な記録訂正を行う対応を検討・実施する。

なお、記録訂正の方法については、総務省年金記録確認第三者委員会や関係部署と協議のうえ策定する。

2 アクセスログの確認により事案に関与した職員を特定できないかのご指摘に関して

平成16年度より職員等の個人ごとに使用する磁気カードが特定されたが、それ以前においては、職員等が日々異なる磁気カードの払出を受けて入力処理を行っており、磁気カードの払出状況については担当課長等の管理職員が「磁気カード配付整理簿」を作成して管理していた。

しかしながら、当時における磁気カードの管理状況については形骸化しており、仮にジャーナルデータの編集により磁気カードごとのアクセスログを確認したとしても、当時の磁気カードの利用状況は確認できず、入力行為者を特定することは困難である。

また、標準報酬月額にかかる入力処理は適用担当課の職員が行うため、仮に入力行為者の特定が可能であったとしても、滞納保険料との関係で関与した疑いがある徴収担当課の職員を特定することは困難である。

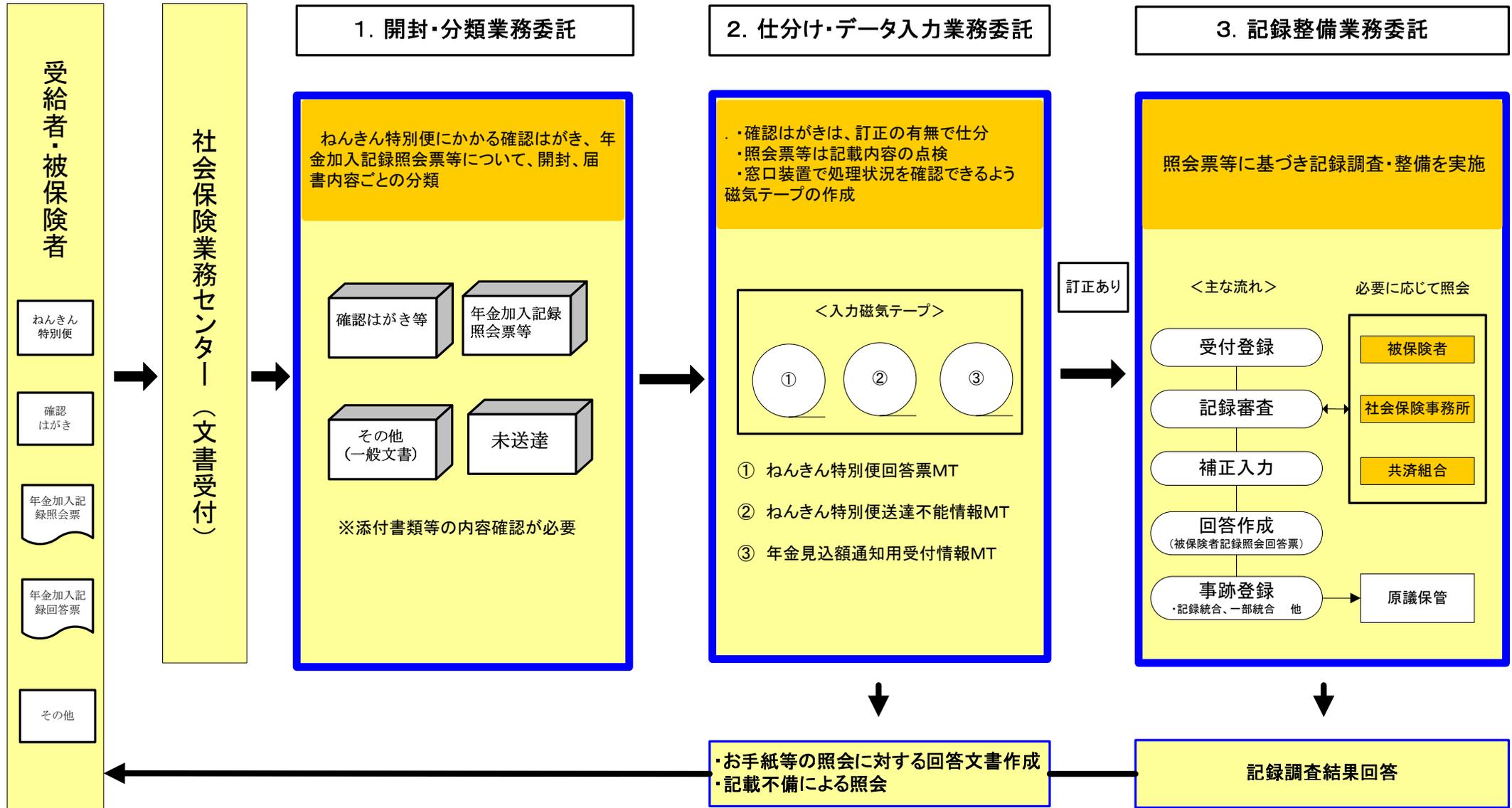
3 標準報酬月額の変及改訂と滞納額の関係について、職員にしか分かり得ない数字が変及改訂届書に記載されていたのであれば、職員による誘導があったのではないかとのご指摘に関して

厚生年金保険等の保険料については、事業主が保険料率及び標準報酬月額により被保険者個々人の保険料額を算出し、被保険者負担額については給与等から控除するとともに、社会保険事務所が送付する保険料納入告知書により毎月の保険料額を確認したうえで、事業主負担額とあわせて納付いただいているところである。

したがって、このような社会保険の知識を有し、かつ被保険者個々人の具体的な標準報酬月額を知りうる者であれば、標準報酬月額の変及改訂に伴う保険料額の差額を算出することは可能であると考えますが、職員による誘導があったか否かは個別の事案の事実関係を調べる必要がある。

いずれにしても、御指摘の事案については、事業主からの情報提供も活用しつつ、今後ともその内容について調査を進めてまいりたい。

ねんきん特別便の回答等(確認はがき等)に係る事務処理について



平成20年3月までに送付した「ねんきん特別便」に係る名寄せ処理のプロセス

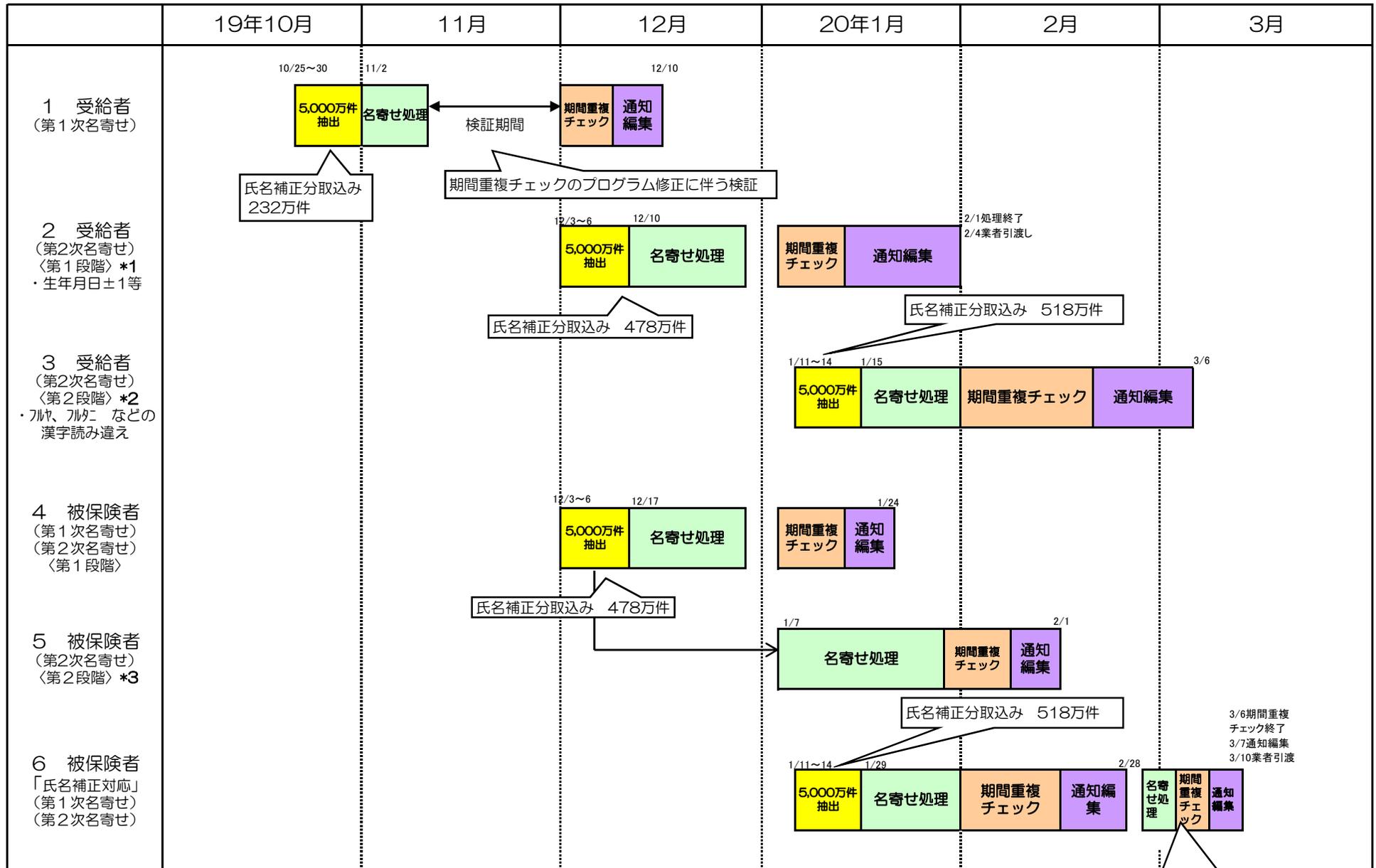
- ① 名寄せ処理に当っては、第1次名寄せ、第2次名寄せ(第1段階)及び第2次名寄せ(第2段階)のプログラムが完成した都度、未統合記録を抽出し、段階的に実施。
- ② それぞれの段階で名寄せ処理により結びついた記録については、前回までの処理で既に「ねんきん特別便」を送付したものを除外して送付。
- ③ 氏名補正分についても、これに合わせ、順次、名寄せ処理を行い、本年1月上旬までに補正が完了した記録518万件を実施。
(未統合記録抽出時点で、氏名補正が完了している記録を含めて名寄せ処理を行っている。)

(万件)

	未統合記録抽出 (氏名補正分232万件) 10/25～10/30	未統合記録抽出 (氏名補正分478万件) 12/3～12/6		未統合記録抽出 (氏名補正分518万件) 1/11～1/14	通知数	未統合記録数	氏名補正分 (再掲)			
年金受給者 通知分	1 第1次名寄せ 11/2～12/10	2 第1次名寄せ + 第2次名寄せ (第1段階) 12/10～2/1	通知対象 から除外	3 第1次名寄せ + 第2次名寄せ (第1段階) + 第2次名寄せ (第2段階) 1/15～3/6	通知対象 から除外	通知対象 から除外	第1次名寄せ	250	292	77
							第2次名寄せ	50	43	11
							小計	300	335	88
被保険者 通知分	4 第1次名寄せ + 第2次名寄せ (第1段階) 12/17～1/24	5 第1次名寄せ + 第2次名寄せ (第1段階) + 第2次名寄せ (第2段階) 1/7～2/1	通知対象 から除外	6 第1次名寄せ + 第2次名寄せ (第1段階) + 第2次名寄せ (第2段階) 1/29～3/7	通知対象 から除外	通知対象 から除外	第1次名寄せ	667	795	24
							第2次名寄せ	63	50	3
							小計	730	845	27
備考	A 第1次名寄せのプログラムを使用	B 第1次名寄せ+第2次名寄せ(第1段階)のプログラムを使用(Aの機能追加)	C 第1次名寄せ+第2次名寄せ(第1段階)+第2次名寄せ(第2段階)のプログラムを使用(Bの機能追加)	合計	1,030	1,172 (注1)	114 (注2)			

(注1)及び(注2)は、それぞれ受給者及び被保険者の双方に結びついた未統合記録約9万件(氏名補正分約1万件)を含んでいる。

名寄せ・特別便スケジュール



- *1 第1次名寄せについても、併せて実施
- *2 第1次名寄せ及び第2次名寄せ（第1段階）についても併せて実施
- *3 第1次名寄せ及び第2次名寄せ（第1段階）についても併せて実施

障害年金受給者等については、被保険者ファイルの記録により、期間重複チェック、通知編集を実施

休日等における窓口装置の時間延長について

4月以降、ねんきん特別便に係る相談窓口の拡充に伴い、休日開庁、及び平日の相談窓口対応の時間延長を可能な限り検討してきたところ。結果として4月～6月においては休日の殆どを様々な対応にてオンライン稼働可とし、平日は20時までの稼働時間延長（窓口受付は19時まで）を実現してきた。

7月以降についても相談需要の程度や年金支払いの準備作業等を踏まえ、休日オンライン稼働の可否について検討中であ

＜参考＞4月～6月の社会保険事務所の休日開庁日について

	20年4月	20年5月	20年6月																																																																																																																
【当初案】	<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%; text-align: center;"> <tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> <tr><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td></tr> <tr><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td></tr> <tr><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	日	月	火	水	木	金	土	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30				<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%; text-align: center;"> <tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr> <tr><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td></tr> <tr><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td></tr> <tr><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td></tr> <tr><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td></tr> </table>	日	月	火	水	木	金	土					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%; text-align: center;"> <tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> <tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr> <tr><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td></tr> <tr><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td></tr> <tr><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td></tr> <tr><td>29</td><td>30</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	日	月	火	水	木	金	土	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30					
日	月	火	水	木	金	土																																																																																																													
13	14	15	16	17	18	19																																																																																																													
20	21	22	23	24	25	26																																																																																																													
27	28	29	30																																																																																																																
日	月	火	水	木	金	土																																																																																																													
				1	2	3																																																																																																													
4	5	6	7	8	9	10																																																																																																													
11	12	13	14	15	16	17																																																																																																													
18	19	20	21	22	23	24																																																																																																													
25	26	27	28	29	30	31																																																																																																													
日	月	火	水	木	金	土																																																																																																													
1	2	3	4	5	6	7																																																																																																													
8	9	10	11	12	13	14																																																																																																													
15	16	17	18	19	20	21																																																																																																													
22	23	24	25	26	27	28																																																																																																													
29	30																																																																																																																		
↓																																																																																																																			
【見直し後】	<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%; text-align: center;"> <tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> <tr><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td></tr> <tr><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td></tr> <tr><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	日	月	火	水	木	金	土	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30				<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%; text-align: center;"> <tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr> <tr><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td></tr> <tr><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td></tr> <tr><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td></tr> <tr><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td></tr> </table>	日	月	火	水	木	金	土					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%; text-align: center;"> <tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> <tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr> <tr><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td></tr> <tr><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td></tr> <tr><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td></tr> <tr><td>29</td><td>30</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	日	月	火	水	木	金	土	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30					
日	月	火	水	木	金	土																																																																																																													
13	14	15	16	17	18	19																																																																																																													
20	21	22	23	24	25	26																																																																																																													
27	28	29	30																																																																																																																
日	月	火	水	木	金	土																																																																																																													
				1	2	3																																																																																																													
4	5	6	7	8	9	10																																																																																																													
11	12	13	14	15	16	17																																																																																																													
18	19	20	21	22	23	24																																																																																																													
25	26	27	28	29	30	31																																																																																																													
日	月	火	水	木	金	土																																																																																																													
1	2	3	4	5	6	7																																																																																																													
8	9	10	11	12	13	14																																																																																																													
15	16	17	18	19	20	21																																																																																																													
22	23	24	25	26	27	28																																																																																																													
29	30																																																																																																																		

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> : 【当初案】 開庁日 : 【追加分】 開庁日 : 社会保険オンラインシステムは稼働させられないが、相談を行う日 : 午後7時まで受付を延長している日 | <ul style="list-style-type: none"> : 【当初案】 社会保険オンラインシステムの一部を稼働させて相談を行う日 : 【追加分】 社会保険オンラインシステムの一部を稼働させて相談を行う日 |
|--|--|

平成 20 年 6 月 5 日
社 会 保 険 庁

(株)NTT データに対する利子相当額について

- 1 社会保険庁と(株)NTT データとの間で契約していたデータ通信サービス契約のうち、ソフトウェア利用に係る契約に関して、平成 17 年 10 月、会計検査院より、(株)NTT データに支払っているソフトウェア利用料のうち、利子相当額の算出方法が適切ではなく、将来に向かって是正改善していくべきである旨の是正改善処置要求をうけたところである。
- 2 この是正改善の処置要求を受けて、社会保険庁としては会計検査院の指摘の趣旨を踏まえ、平成 17 年 10 月以降新たに利用を開始したソフトウェアの利子相当額の算出において適切な率を設定することにより改善を図ったところである。
- 3 一方、既に支払ったソフトウェア利用料の取り扱いについては、当該契約は法的に有効な契約と解するほかはなく、(株)NTT データがこの契約により国から既に支払いを受けた利子相当額は、有効な契約に基づく契約上の請求権の履行を受理したものであり、国は、不法行為、不当利得、その他の法理でその返還請求を求め得る性質のものではないこと等顧問弁護士からも意見を聴いたところであり、当該意見を踏まえ、返還請求は行わないこととしたところである。